

広島県告示第六百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
株式会社パウ研究所	東京都文京区本駒込二―二八―二四谷ロビル一階	株式会社パウ研究所広島支店	平成一九年四月一日
土井工芸株式会社	府中市府川町一七二番地	土井木工福祉プラザ	平成一九年四月一日
株式会社ダスキンユニオン	兵庫県加古川市野口町坂元三二九―六〇	ヘルスレント広島南ステーション	平成一九年五月一日
グリーンボーイ株式会社	安芸郡府中町茂陰一丁目一〇番二一―号	グリーンボーイ福祉用具貸与事業所	平成一九年五月一日